

町営住宅 下泉団地（仮称） 液化石油ガス供給事業者募集要項

1. 液化石油ガス販売事業者募集の目的

現在、建設を行っている町営住宅 下泉団地（仮称「以下同じ。」）において、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）に基づく液化石油ガス供給事業者を募集し、安全で安定したガスの供給、及びガス供給に関する入居者サービスの向上を図ることを目的とする。

2. 事業対象施設の概要

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 施設名称 | 町営住宅 下泉団地 |
| (2) 施設の場所 | 石川町字下泉地内 |
| (3) 建設工期 | 平成29年8月25日～平成30年3月20日（予定） |
| (4) 供給箇所 | 2棟8戸
A棟 木造2階建て 4戸
B棟 木造2階建て 4戸 |
| (5) 管理開始 | 平成30年4月（予定） |

3. 事業者が行う業務及び経費等

- (1) 事業者は石川町と協議を行い「液化石油ガス供給協定書」を締結し、協定に基づき当該団地入居者に液化石油ガスを供給する。（別紙 協定書案 参照）
- (2) 事業者は団地内の町が指定する位置に液化石油ガスの貯蔵設備、ガスメーター、ガス警報器およびその付属設備（以下「供給設備」という。）を事業者負担により設置する。
また、供給開始から設備の維持管理費用は、事業者負担とする。
- (3) 供給設備設置に必要なとなる許可申請等に係る経費は、事業者負担とする。

4. 申請資格等

- (1) 法に基づく登録を受けた液化石油ガス販売所を設置している法人その他の団体又は個人（以下「法人等」という。）で、石川町内の住宅への液化石油ガスの供給販売実績がある者で、かつ町内に本店、支店又は営業所がある者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
 - イ 町税を滞納している法人等
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - オ 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制化にある法人等
 - カ 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいる法人等
 - ①成年被後見人又は被保佐人

②破産者で復権を得ない者

③禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

5. 募集要項の配付等

(1) 募集要項の配付開始

平成29年12月6日(水)から

午前8時30分から午後5時まで

(2) 配付場所

石川町役場 都市建設課(庁舎2階)

また、石川町のホームページからもダウンロードできます。

6. 申請手続等

応募者は、次により申請に必要な書類を提出してください。

(1) 申請書類

ア 液化石油ガス供給事業者応募申請書(様式第1号)

イ 宣誓書(様式第2号)

ウ 液化石油ガス供給料金提案書(様式第3号)

エ 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書(法人の場合)

オ 役員名簿(法人の場合)

カ 町税納税証明書(町税の未納がない証明)

キ 町内の住宅への供給販売実績(伝票等の写し)

ク 申立書(様式第4号)(必要がある場合のみ)

ケ 営業所の証明書(営業所の場合のみ)

(2) 提出部数

正本1部

(3) 提出期間及び提出方法

平成29年12月15日(金)から平成29年12月27日(水)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで。

石川町役場 都市建設課へ持参し、提出してください。

(郵送では受付しませんのでご注意ください)

(4) 提出書類の著作権、情報公開等

ア 申請者が提出した申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、石川町が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ 申請書類は、石川町情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。

ウ 提出された申請書類は、当該施設の液化石油ガス供給事業者の選定以外の目的には使用しません。

エ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

オ 選定された法人等については、名称及びガス料金を公表します。

(5) この公告による応募申請書及び添付書類に虚偽の記載を行った者の応募申請は無効とします。

(6) 留意事項

- ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは認めませんが、石川町から書類の不足・不備の補完、内容不明に係るもののほか、必要に応じ、追加資料の提出を依頼する場合はこの限りではありません。
- イ 提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ウ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出してください。

7. 事業者の選定等

(1) 選定方法

申請資格等を満たした者で、最も安価なガス料金を提案した事業者を1者選定し、次に安価なガス料金を提案した事業者を次点として1者選定します。

(2) 選定結果の通知及び公表

選定結果等は、申請者に書面で通知するとともに、石川町のホームページで公表します。

8. 選定業者の責務等

- (1) 上記6 (1) で提出した申請書に記載された内容の担保
- (2) 上記(1) が担保されなかった際は、次点の業者を選定する場合があります。

別記：提出書類一覧表

チェック	書類名	備考
ア <input type="checkbox"/>	液化石油ガス販売事業応募申請書	様式第1号
イ <input type="checkbox"/>	宣誓書	様式第2号
ウ <input type="checkbox"/>	液化石油ガス供給料金提案書	様式第3号
エ <input type="checkbox"/>	定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書（法人の場合）	
オ <input type="checkbox"/>	役員名簿（法人の場合）	申請書の提出日現在におけるもの
カ <input type="checkbox"/>	町税納税証明書	石川町役場で発行するもの（発行日から3箇月以内のもの）
キ <input type="checkbox"/>	石川町内の住宅への供給販売実績	伝票等の写し
ク <input type="checkbox"/>	提出書類のうち該当のないものについての申立書	様式第4号
ケ <input type="checkbox"/>	営業所の証明書（営業所の場合のみ）	営業所所在地のわかる地図、外観写真、建物の所有状況を確認できるもの
コ <input type="checkbox"/>	辞退届	様式第5号

<提出先・問い合わせ先>

〒963-7893 福島県石川郡石川町字長久保 185 番地の 4
 福島県 石川町役場 都市建設課
 TEL 0247-26-9131 FAX 0247-26-0360